

富士市テニス協会規約

制定 昭和48年 4月 1日
改正 昭和48年 8月 21日
改正 昭和50年 4月 30日
改正 昭和58年 4月 15日
改正 昭和60年 5月 15日
改正 昭和63年 2月 19日
改正 平成 4年 2月 20日
改正 平成 6年 2月 19日
改正 平成24年 3月 2日

(名 称)

第1条 本会は、富士市テニス協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、富士市松岡862番地2号 渡邊テニスカレッジ内に置く。

(目 的)

第3条 協会は、富士市の地域内におけるテニスの普及、愛好者の実力向上並びに相互の親睦を図るとともに、高潔な人格を育成し、もってテニス界の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

テニス大会の開催

- (1) テニス大会への参加
- (2) 初心者講習会、技術講習会等の普及、技術の向上に関する事業
- (3) テニスのルール、マナー及びエチケットの周知、向上に関する事業
- (4) その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 協会は、富士市内に居住又は勤務若しくは在学している者及び会長が特に認めた者で構成された団体及び個人登録者を持って組織する。

(加盟手続)

第6条 協会に加盟しようとする団体及び個人登録者は、富士市テニス協会加盟申請書（第1号様式）により会長に申請しなければならない。

(休止手続)

第7条 都合により活動を一時休止しようとする団体及び個人登録者は、富士市テニス協会休止届（第2号様式）を会長に申請しなければならない。

(復帰手続)

第8条 休止中の団体及び個人登録者が活動を再開しようとするときは、富士市テニス協会復帰届（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(脱退手続)

第9条 協会を脱退しようとする団体及び個人登録者は、富士市テニス協会脱退届（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(役員)

第10条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 10名以上
- (5) 理事 各団体よりそれぞれ1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監査 2名

(役員を選任)

第11条 会長、副会長、理事長、常任理事、会計は、総会において選任する。

- 2 理事は、各団体の推薦により選任する。
- 3 監査は、会員のうちから会長が委嘱する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事長は、常任理事会及び理事を代表し、直接事業の円滑な運営にあたる。
- (4) 理事は、協会と所属団体との連絡調整にあたり、協会の円滑な運営を図るものとする。
- (5) 会計は、協会の会計事務を担当するものとし、かつ、常任理事会の構成員となる。
- (6) 監査は、会計を監査し、その結果を総会において公表するものとする。

(名誉会長及び顧問)

第14条 協会に名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、協会の運営について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第15条 会議は、総会を会長が招集し、常任理事会は理事長が招集して開催する。

- 2 総会は、協会の最高議決機関であつて、毎年3月に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めた時は、常任理事会の承認を得て臨時に開催することができる。
- 3 総会は、第10条に定める役員をもって構成する。
- 4 常任理事会は、必要に応じ開催するものとする。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 各団体及び個人登録者から協会へ納入する協会運営費の金額及び納入方法
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 協会役員の選任
- (6) その他常任理事会において必要と認めた事項

(常任理事会の審議事項)

第17条 常任理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各大会の募集要項及びドローの作成
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 通常の協会運営に関すること
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議の運営)

第18条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 総会の議長は会長とし、常任理事会の議長は理事長とする。

(議事の評決)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第20条 協会の事業を円滑にするため、運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会は、原則として常任理事会の構成員をもってあて、必要に応じ理事その他の者のうちから当該事業遂行の適任者を加えて組織するものとし、理事長が統括する。

(経費)

第21条 協会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 協会運営費
- (2) 事業収益金
- (3) 助成金
- (4) 寄付金
- (5) その他

(会計年度)

第22条 協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が常任理事会の承認を得て定める。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年8月21日改正)

この規約は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月30日改正)

この規約は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月15日改正)

この規約は、昭和58年4月20日から施行する。

附 則 (昭和60年5月1日改正)

1. この規約は、昭和60年5月15日から施行する。

2. 改正後の第22条にかかわらず、昭和60年度の会計年度に限り、昭和60年4月1日から同年12月31日までとする。

附 則 (昭和63年1月29日改正)

この規約は、昭和63年2月19日から施行する。

附 則 (平成4年2月20日改正)

この規約は、平成4年2月20日から施行する。

附 則 (平成6年2月19日改正)

この規約は、平成6年2月19日から施行する。

附 則 (平成24年3月2日改正)

この規約は、平成24年3月2日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

富士市テニス協会加盟申請書

富士市テニス協会
会長

様

申請者 住 所

氏 名

印

TEL

—

—

富士市テニス協会の活動に賛同し加盟したいので、富士市テニス協会規約第6条の規定に基づき申請します。

記

団 体 名 _____

団体住所 〒 _____

TEL _____

団体員名簿は、別紙のとおり

(第2号様式)

年 月 日

富士市テニス協会休止届

富士市テニス協会

会長

様

富士市テニス協会における活動を一時休止しますので、富士市テニス協会規約第7条の規定に基づき申請します。

記

団体名 _____

団体住所 〒 _____

TEL _____

責任者(理事)名 _____ 印

住所 〒 _____

TEL _____

(第3号様式)

年 月 日

富士市テニス協会復帰届

富士市テニス協会

会長

様

富士市テニス協会における活動を再開し、復帰したいので、富士市テニス協会規約第8条の規定に基づき提出します。

記

団体名 _____

団体住所 〒 _____

TEL _____

責任者(理事)名 _____ 印

住所 〒 _____

TEL _____

(第4号様式)

年 月 日

富士市テニス協会脱退届

富士市テニス協会

会長

様

年 月 日付をもって富士市テニス協会を脱退したいので、富士市テニス協会規約第9条の規定に基づき提出します。

記

団体名 _____

団体住所 〒 _____

TEL _____

責任者(理事)名 _____ (印)

住所 〒 _____

TEL _____